

当所ご利用（予定）団体の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための利用ガイドライン

静岡県立三ヶ日青年の家

所長 城田 守

静岡県「ふじのくにシステム」に基づく県境を跨ぐ移動に関する行動制限について当施設よりご案内申し上げます。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部から9月10日以降のレベル毎の行動制限等が示されました。9月10日現在は、「警戒レベル6(厳重警戒)」で本県に「緊急事態宣言」が適用されています。県民の皆様には、以下の対策に取り組んでください。

### (1) 県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

**当面の間、すべての都道府県との不要不急の往来を自粛してください。**

### (2) 県内移動に関する行動制限

食料、衣料品、生活必需品の買い出し、健康維持のために必要な場合を除き、**日中を含め不要不急の外出を自粛(セルフロックダウン)してください。**

**特に20時以降の外出は控えてください。**

#### <受入対象>

- ① 学校：各担当の教育委員会及び学校長の指示に従ってください
- ② その他団体（成人のみ）：感染症対策を講じた上で利用可
- ③ その他団体（高校生以下の子どもを含む）：①と同様
- ④ その他団体（高校生以下の子どもが主）：①と同様

その他 上記について、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が毎週発表する「6段階 警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」を今後も御注視頂き、状況に応じて行動制限を見直す等の対応をお願いします。